

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 電波法施行規則の一部を改正する省令（総務九七）
- 〔省令〕
- 〔告示〕
- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（総務三三九）
- インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同三四〇）
- 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同三四一）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務三四五）

- 円借款の供与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四一）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二三一）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同二三二）
- 肥料の仮登録の有効期間を更新した件（農林水産一三二〇）
- 保安林の指定施業要件を変更する件（同二三二一、二三二七）
- 水路測量の実施に関する件（海上保安庁一四七）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七〇、一七三）
- 建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更した件（関東地方整備局三一九）
- 浄化槽の型式を認定した件（同三二〇）
- 都市計画に関する件（中部地方整備局一一二）
- 道路に関する件（九州地方整備局一一〇）
- 道路に関する件（沖縄総合事務局二四）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 宮内庁 法務省 外務省 最高裁判所
- 〔皇室事項〕
- 〔資料〕
- 閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

- 官庁 保険業法に基づく供託金取戻し関係裁判所
- 相統、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係特殊法人等
- 外務省共済組合定款の一部変更関係会社その他

省令

○総務省令第九十七号
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第六十条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年七月十二日
総務大臣 片山 善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波法監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第三十八条第一項の表一の項(六)及び(七)を次のように改める。

- (六) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
- (七) 海岸局及び特別業務の局の局名録(3)（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）

第三十八条第一項の表一の項(六)及び(七)を削り、(十)を(六)とし、(七)を(十)とし、同表一の項中「(六)から(六)まで」を「(六)に改め、(七)を削り、(十)を(六)に改め、同表一の項中「(七)」を「(六)」に改め、同表八の項中「(七)」を「(六)」に改め、同表八の項中「(七)」を「(六)」に改め、同表五の項中「海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局」を「船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局」に改める。

附則

〔施行期日〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔経過措置〕

2 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録の備付けについては、この省令による改正後の電波法施行規則第三十八条第一項の規定にかかわらず、公布の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令による改正前の電波法施行規則第三十八条第五項の規定により公表したものは、認定したものの規定により公表したものとみなす。

告 示

○総務省告示第三百二十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八條の二第一項及び第三十八條の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるもの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

総務大臣 片山 善博

第一項の表三の項中

(一) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表

を
船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表
に

(二) 海岸局の局名録及び船舶局

改める。

第三項の表一の項(三)及び(四)を次のように改める。

(三) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表

(四) 海岸局及び特別業務の局の局名録

第三項の表六の項(三)を次のように改める。

(三) 第三項の表六の項(四)を(三)の次に次のように加える。

○総務省告示第三百四十号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四條の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

総務大臣 片山 善博

別表第五号第6の3を次のように改める。

3 送信タイムリミット

無線設備規則第49條の29の伝送設備（以下第6において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は、±208ナノ秒の範囲であること。

別表第五号第6の4(3)中「又は通信チャネルを指定する信号を受信した後に指定された通信チャネルが空き状態でないとの判定を行った場合」と並び、「10回」を「200回」と改め、同8中「第22條から第24條まで」を「第22條、第23條」と改め、同第6中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を伝送設備に通知すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第6の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三條第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六條第一項に規定する設計認証、法第六十九條第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十條第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三條第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの電気的條件等については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百四十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

総務大臣 片山 善博

別表第十号第一項から第五項まで中「OFDMA設備」を「移動通信設備」に改める。

別表第十号第六項中「OFDMA設備」を「移動通信設備」に改め、同項3に次のように加える。

(三) 移動通信設備用シミュレータからの通信チャネルを指定する信号を被検機器が検出してから情報の送信を開始するまでの間の時間を確認する。

(四) 移動通信設備用シミュレータを、被検機器からの要求信号に応答しないように設定し、被検機器から発信する。

(五) 被検機器が要求信号を移動通信設備用シミュレータから指定された回数発信することを確認する。

別表第十号第七項から第十項まで中「OFDMA設備」を「移動通信設備」に改める。

別表第十号第十一項1及び2中「OFDMA設備」を「移動通信設備」に改め、同項3を次のように改める。

3 測定方法は、次のとおりとする。

(一) 移動通信設備用シミュレータのチャネルA（参照信号）の出力レベルをチャネルB（参照信号）の出力レベルより大きく設定する。

(二) 移動通信設備用シミュレータの検知情報により、受信レベル通知条件を送信する。

(三) チャネルAにより、被検機器と移動通信設備用シミュレータとの間で通信状態を確立する。

(四) 移動通信設備用シミュレータのチャネルBの出力レベルをチャネルAと同一の出力レベルに設定する。

(五) 被検機器が受信レベル通知信号を送信することを確認する。

別表第十号第十二項中「OFDMA設備」を「移動通信設備」に改める。

○法務省告示第三百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二十二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年七月十二日

法務大臣 江田 五月

一 監理団体の名称及び所在地

名 称	所 在 地
NPPO法人 I. A. E. A. J A P A N	群馬県前橋市富士見町原之郷六百七十四番地一ガールデンビルズ二一五